

原子力災害の発生に備えた普及啓発動画作製業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

原子力災害の発生に備えた普及啓発動画作製業務委託

(2) 目的

本市では、松江市原子力災害広域避難計画（以下、「広域避難計画」という。）を策定し、原子力災害が発生した際の市域を超えた広域的な避難に必要となるルールや体制等を定めている。

原子力災害の発生に備えた普及啓発動画作製業務委託（以下、「本件業務」という。）は、原子力発電の仕組みや広域避難計画の詳細をわかりやすく学ぶ教材としての動画を作製し、多くの住民が様々な機会に視聴できるようにすることで、原子力災害の発生に備えた対応についてのさらなる普及啓発を図るものである。

作製する動画については、原子力発電の仕組みや広域避難計画を正しく説明したうえで、動画としての特徴を生かし、複雑な内容を直観的にわかりやすく伝える必要があることから、価格のみでなく、実績、専門性、技術力、創造性等を勘案し、総合的な見地から最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式によって、契約の相手方となる候補者を決定する。

(3) 業務内容

別紙「原子力災害の発生に備えた普及啓発動画作製業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

(5) 提案上限額

2, 5 8 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

- (1) 令和 7・8・9 年度松江市競争入札参加資格（物品、業種：「企画・製作」、種目：「映画・ビデオ製作」あるいは「その他」）を有していること。
- (2) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がされていない者、または会社更生法(平成 14 年法律第

154 号)に基づく更生手続き開始の申し立てを行った者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (6) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。
- (7) 本件業務の遂行にあたり、専門技術者を確保している等の十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。
- (8) 概ね過去 5 年以内に、本件業務の内容と同種の業務又は類似の業務（自治体の事業の PR 動画、広報動画、説明動画等）を受注した実績を有していること。

3 スケジュール（予定）

- (1) 実施要領の公開・参加意思表明書受付開始 令和 7 年 7 月 1 日（火）
- (2) 質問書の提出期限 令和 7 年 7 月 1 1 日（金） 1 5 時（必着）
- (3) 質問書に対する回答 令和 7 年 7 月 1 6 日（水）
- (4) 参加意思表明書の提出期限 令和 7 年 7 月 2 5 日（金） 1 5 時（必着）
- (5) 企画提案書・見積書提出期限 令和 7 年 8 月 6 日（水） 1 5 時（必着）
- (6) プレゼンテーション審査（予定） 令和 7 年 8 月 2 1 日（木）
- (7) 選考結果通知 令和 7 年 8 月 2 5 日（月）
- (8) 契約締結（予定） 令和 7 年 9 月 5 日（金）

4 質問書の提出

本件業務に関して質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限り、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準に関する質問については受け付けない。また、本実施要領記載の提出方法以外による質問には対応しない。

- (1) 提出期限 令和 7 年 7 月 1 1 日（金） 1 5 時（必着）
- (2) 提出書類 質問書（様式 1）
- (3) 提出方法 電子メールにて送付すること。
- (4) 提出先 本実施要領末尾記載の担当窓口メールアドレス
- (5) 回答日 令和 7 年 7 月 1 6 日（水）
- (6) 回答方法 本市ホームページに掲載。なお、質問者の氏名、企業名等は公表しない。

(7) その他 電子メールの通信不良については市はいかなる責任も負わないこととする。

5 参加意思表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月25日(金) 15時(必着)
- (2) 提出書類【各1部】
 - (ア) 参加意思表明書(様式2)
 - (イ) 誓約書(様式3)
 - (ウ) 会社の概要(任意様式)
 - (エ) 本件業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受注実績が分かる資料(任意様式)
- (3) 提出方法
持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出先
本実施要領末尾記載の担当窓口
- (5) その他
提出期限までに提出がない場合は、企画提案書を受け付けない。

6 企画提案書ほか必要書類の提出

参加意思表明書を提出した者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。なお、提出した書類は返却しない。

- (1) 提出期限 令和7年8月6日(水) 15時(必着)
- (2) 提出書類
 - (ア) 企画提案書 正本1部 副本7部
 - (イ) 見積書 正本1部 副本7部
- (3) 提出書類の概要
 - (ア) 企画提案書

企画提案書は、次の表に基づき作成するものとする。

企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本産業規格 A4(縦横問わず、一部 A3 版資料折込使用可)とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要、過去の実績について、以下の点を踏まえて、記述すること。 ① 会社概要 ② 本件業務の内容と同種の業務又は類似の業務
2	本件業務に対する取り組み	本件業務への具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め、主要なポイントを記述すること。

		① 動画作製方針 ② 業務スケジュール ③ 作業体制及び進捗管理体制 ④ 修正への対応方針
3	動画作製	仕様書及び仕様書記載の関係資料を確認のうえ、動画作製に係る以下の事項について、対応方針を記述すること。 ① 動画の種別 アニメーションを利用する場合は詳細に説明すること。 ② バス車内での上映を踏まえた動画の構成 動画の主な視聴環境の一つがバス車内であることを踏まえた動画作製への対応方針を説明すること。 ③ 本市指定の関係資料の動画への反映方法 本市が指定する以下の関係資料について、視聴者が直観的に理解できる動画の演出方法を示すこと。 なお、以下の関係資料以外の説明の演出についても同様に視聴者が直観的に理解できるものとする。 ・原子力災害の発生に備えた普及啓発動画イメージ P20～28
4	追加提案	仕様書に定めのない事項で、本件業務及び本件業務において作製した動画による普及啓発に資すると思われる提案があれば記述すること。

(イ) 企画提案書

次の項目について、詳細な内訳を明示した見積書を提出すること（様式自由）。

- ① 動画制作費
- ② 動画編集費（出演者のセリフ及びナレーションの収録・整音費を含む）
- ③ 打ち合わせに係る費用（回数を含む）
- ④ その他本件業務に係る費用

提案内容に係る金額は全て含めること。見積金額には消費税額を加算すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(5) 提出先

本実施要領末尾記載の担当窓口

7 選定

受託候補者の選定にあたり、本市において審査委員会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査により、「評価基準表」に基づき評価する。

(1) プレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

(ア) 実施日（予定）

令和7年8月21日（木）

会場等の詳細については、別途通知する。

(イ) 方法

プレゼンテーションは、企画提案書に基づき実施すること。PowerPoint 等を使用する場合は、必要な資機材を提案者が準備すること。なお、モニター及び HDMI ケーブルは本市が用意する。

(ウ) 時間配分

プレゼンテーション 15 分間以内

質疑応答 5 分間

計 20 分間

(エ) その他

プレゼンテーションは企画提案書の受付順で実施する。

プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

(2) 受託候補者の選定

次の評価基準表に基づき、各審査委員の評価点の合計により順位をつけ、最も合計点の高い者を受託候補者として選定する。合計点数が最も高い者が複数であるときは、審査委員の合議による比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点の優劣をつけ、順位を決定するものとする。

なお、提案が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合、合計点数が総合合計点数の60%以上でなければ受託候補者として認めないものとする。

審査項目	審査の視点	配点
①全体の評価	仕様書を的確に踏まえ、具体的な提案がなされているか。	10
	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	10
②動画作製	作製する動画は提案者のノウハウや知識・経験を生かした創意工夫がみられ、視聴者の興味を引く工夫がなされているか。	15
	バス車内での視聴を想定した作製方針であるか。	15
	関係資料の該当部分の演出は、視聴者が直観的にわかり	15

	やすいものとなっているか。	
	提案する動画の種別は本件業務の目的を達成する上で適切なものになっているか。	5
③独自性	仕様書に定めのない事項で、本件業務又は作製した動画による普及啓発に資する提案があるか。	10
④運営体制	無理なく適切なスケジュール、十分な業務の管理体制となっているか。 動画作製中における修正・手戻りに対応できる体制・スケジュールになっているか。	10
⑤実績等	本件業務と同種又は類似業務における豊富な受注実績があり、本件業務を円滑に進めるための実績・ノウハウがあるか。	5
⑥価格	本件業務に係る見積額から評価する。 (最低見積価格／見積価格×5)	5
合計		100

(3) 選定結果

選定結果については、企画提案書の提出者全員に通知する。また、松江市ホームページにて公表する。なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

8 契約締結

受託候補者と契約に係る協議を行い、内容について合意した場合は、随意契約の方法により契約を締結する。契約内容については、本実施要領、仕様書及び受託候補者の企画提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する場合は、契約時において発注者と受託候補者が協議・調整のうえ、内容を決定する。また、受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を受託候補者として協議を行うものとする。

9 その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 企画提案書は1者1提案に限る。また、提出後の資料の追加または修正等は認めない。
- (3) 応募を辞退する場合は、辞退書(様式4)を提出すること。
- (4) 提出書類及び審査結果は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (5) 本件業務へ参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とする。

- (6) 次のいずれかに該当する提案者の提案は、無効とする。
- (ア) 実施要領に示した参加資格のない提案者が行った提案
 - (イ) 企画提案書及びその他提出書類に虚偽の記載をした提案者の提案
 - (ウ) 提案上限額を超えた提案
 - (エ) 誤字又は脱字などにより、意思表示が不明確な提案
 - (オ) その他実施要領等において、示した参加条件等に違反した提案
- (7) 本要領に定めのない事項については、別途協議の上、決定する。

10 応募及び問い合わせ先

島根県松江市末次町8番地 松江市役所本館西棟5階

松江市防災部原子力安全対策課 担当 青戸・中村

電話：0852-55-5616

FAX：0852-55-5617

E-mail：genshi@city.matsue.lg.jp